

「使用者賠償責任保険」のご案内

〔労働災害総合保険（使用者賠償責任条項）〕

最近、母国の経済発展や生活水準の向上を受け、業務上の災害による負傷や死亡事故が発生した際、政府労災保険の補償だけでは納得せず、技能実習生本人やその遺族が実習実施者（または監理団体）に民事上の損害賠償責任を求めてくるケースが発生し、実習実施者の皆様の経営基盤を圧迫する可能性が出てきました。

公益財団法人国際研修協力機構では、実習実施者の皆様が安心して受け入れが行えるよう、技能実習生の業務上災害による事故に対する損害賠償責任を求められた下記のような場合の補償を行う JITCO 賛助会員である実習実施者専用の使用者賠償責任保険をご用意いたしました。

＜実例＞

プラスチック加工業の外国人技能実習生が作業中、機械に挟まれて左手を失った。政府労災認定により支払予定であったが、被害者が納得せず、実習実施者と監理団体を訴えてきた。実習実施者と監理団体側は機械の操作方法について教育する義務があった等を理由に、義務を怠ったとして高額な賠償金を命じられた！！

■この制度の特徴

I. JITCO 賛助会員である実習実施者用の制度です。

- ◎ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が以下に該当する場合となります。
申込人・記名被保険者：公益財団法人国際研修協力機構の賛助会員である実習実施者に限ります。

II. 保険料は技能実習生の賃金総額により決定します。

III. お求めやすい保険料で加入することができ、訴訟費用等も補償されます。

- ◎業務上災害が発生した場合、実習実施者は賠償責任を負う可能性があります。
- ◎また、技能実習生やその遺族が訴訟を起こした場合、弁護士報酬費用等の費用負担が発生する場合があります。

IV. この保険は公益財団法人国際研修協力機構が契約者となる団体契約です。

■保険期間

平成30年3月16日（金）より1年間です。

◎補償は、保険期間の初日の午後4時に始まります。

保険契約者となって保険制度を運営する窓口【団体窓口】
公益財団法人 国際研修協力機構

【使用者賠償責任条項】

政府労災保険等の対象となる技能実習生の労働災害について、実習実施者が被災した技能実習生もしくは遺族から損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負った場合、実習実施者が負担する法律上の損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

(例) 技能実習生の職場が危険な現場環境であったが、実習実施者は十分な改善指導を行わず業務上災害事故が発生した。

(注)・ 監理団体が負担する法律上の損害賠償責任は補償対象外となります。

・ 業務上災害事故の発生により法律上の損害賠償責任が生じる場合に限りです。

1. お支払いする保険金

被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金	①死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の法定外補償制度により給付されるべき金額を超過する額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。 ②法律上の損害賠償責任による慰謝料をお支払いします。政府労災保険では慰謝料は給付の対象となっておりません。政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象となります。
賠償問題解決のために要した費用	法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。 ①被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用 ^(注) ②被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ③被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用 ④被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用 (注) 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用 弁護士報酬を含みます。

* 被保険者が、被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

2. 保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。

使用者賠償責任条項	<p>(1) 次のいずれかに該当する事由によって被用者が被災した身体の障害^(注1)については、保険金を支払いません。</p> <p>① 保険契約者もしくは被保険者^(注2) またはこれらの事業場の責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3) ④ 核燃料物質^(注4) もしくは核燃料物質^(注4) によって汚染された物^(注5) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。</p> <p>① 被保険者の下請負人またはその被用者が被災した身体の障害 ② 風土病による身体の障害 ③ 職業性疾病^(注6) による身体の障害</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金を支払いません。</p> <p>① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計をともにする親族が被災した身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用</p> <p>(4) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。</p> <p>(5) 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金を支払いません。</p> <p>(注1) 身体の障害 これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。</p> <p>(注2) 保険契約者もしくは被保険者 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>(注3) 暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>(注4) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。</p> <p>(注5) 核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。</p> <p>(注6) 職業性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。</p> <p>(例) 粉塵(じん)による「じん肺」・著しい騒音による「耳の疾患」・タイピスト等の「手指のけいれん」・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」・アスベストによる「中皮腫」</p>
-----------	---

* 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

3. ご加入プランの内容（支払限度額）

業種別保険料表		（技能実習生1名賃金100万円につき）単位：円	
業種	業種コード	プランA	プランB
		支払限度額	支払限度額
		2,000万円	5,000万円
繊維製造	42	5,240	5,830
食料品製造	41	2,840	3,160
農業	95	630	700
輸送用機械製造	58	2,590	2,880
金属機械	54	10,070	11,200
プラスチック製品	47	2,370	2,630
電気機械製造	57	1,230	1,370
建築業（建築事業）	35	6,650	7,390
建築業（その他建設業）	37	13,800	15,350
段ボール製造業	64	8,220	9,150
造船業	59	7,560	8,410
漁業	11or12	37,710	41,940
介護	94	630	700

- * 1 割引率は加入状況等により変動する場合があります。このため、実際の適用保険料は別途取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- * 2 保険期間の途中で加入される場合の適用保険料については、別途取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■ご加入時のお手続き

<加入申込票（メールのみ）のご提出>

- ・ (株)国際研修サービスのホームページ (<http://www.k-kenshu.co.jp>) より加入申込票をダウンロードいただき、必要事項を入力（捺印不要）のうえ（info@k-kenshu.co.jp）にご送付ください。

<保険料の払込方法>

- ・ 保険料は以下の口座に3月15日（木）までにお振込ください。
※なお、お振込に際して領収書は発行いたしません。

口座名義：(株)コクサイケンシユウキヨウリヨクキコウ ホケンリヨウグチ 振込先銀行①：三井住友銀行 東京公務部 普通口座 900809 振込先銀行②：みずほ銀行 東京中央支店 普通口座 2883107
--

保険料は必ず払込期日までにお支払いください。払込みがない場合は、保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

■事故にあわれた際は

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ① 損害の発生および拡大の防止 ② 相手の確認 ③ 目撃者の確認

**損保ジャパン日本興亜
(査定幹事保険会社) へのご連絡**
24時間365日事故受付サービス
損保ジャパン日本興亜事故サポートデスク **0120-727-110へ**

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

■その他

- 申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は契約幹事保険会社、損害保険ジャパン日本興亜は査定幹事保険会社として、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上（契約幹事）	35.57%	損害保険ジャパン日本興亜（査定幹事）	38.7%
東京海上日動	21.94%	あいおいニッセイ同和損保	3.79%

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 公務開発部営業第一課（契約幹事）

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL03-3259-3017 FAX03-3293-8609

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス課（査定幹事）

〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2 セントラルパークサウス4F

TEL03-5913-3955 FAX03-3385-3685

〔上記以外の引受保険会社〕

東京海上日動火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

【代理店】

株式会社 国際研修サービス

〒105-0014

東京都港区芝3-43-16 KDX 三田ビル9階

TEL：03-3453-3700

FAX：03-3453-3703